

第13回 加賀市都市計画審議会 議事録

日時：平成25年3月14日（木）午前2時から
場所：加賀市役所本庁舎2階 201会議室

【出席者】

高山純一会長、馬場先恵子委員、下口進委員、坂井弘信委員、上出栄雄委員、高辻伸行委員、竹村裕樹委員、朝田泰司委員、三田保委員（代理菟川昇副署長）、辻等委員、日下典子委員（出席者11名）

【議事内容】

- 1) 加賀都市計画道路の変更（石川県決定）
（3・4・22 山代駅山中線）
- 2) 加賀都市計画道路の変更（加賀市決定）
（3・5・12 加賀温泉駅前2号線）
- 3) 加賀都市計画地区計画の変更（加賀市決定）
（加賀温泉駅前作見地区）
- 4) 特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置

【議事録】

資料説明 事務局

加賀都市計画道路（山代駅山中線）の変更について

（辻委員）

路線を廃止するということであるが、ここは河南地区の交差点を最近整備した箇所であり、生活道路として重要であると考えられる。

南加賀道路へ行くまでに、山中地区からの生活道路として重要な道路であり、国道364号を通り山代へ行く道である。南加賀道路から山代へ向かうと大回りとなり無駄があるのではないかと。

山代駅山中線から山代へ入ると南加賀道路から山代へ入るとは意味が違うのではないかと。廃止よりもむしろ364号へ延伸したほうがよいのではないかと。

（高山会長）

南加賀道路と計画路線の構造的なことが、上から見る地図ではわからない。平面交差

なのか立体交差なのか、その点もあわせて説明してください。

(事務局)

南加賀道路は、橋が大聖寺川に架かり、次にまた橋により市道をオーバーパスして小松山中線に接続します。廃止を予定している路線から直接南加賀道路に車は乗ることができません。

現在、歩道付きの幹線の軸として364号から山代市街地の区間を整備しています。今までは、山代駅山中線がその意味合いの中で使われた路線であったと思います。同じ機能の路線を2つ整備することは過大な整備となると思います。また、山代駅山中線を延伸した場合には河南大橋を拡幅することとなり、過大な整備となります。

(辻委員)

加賀インターから抜けていく主線としての南加賀道路と旧山中町の大きな住宅地から山代へ入る支線としての山代駅山中線は、意味合いが違うのではないかと。残しておいて、国道364号に延伸してほしい。

(高山会長)

南加賀道路に交通を計画では集約したいと考えていると思いますが、廃止予定路線の交通量が主要幹線としての道路整備が必要な程ありますか。

(事務局)

現況の交通量は1日2900台、将来推計交通量は1日1700台。南加賀道路の将来推計交通量は6300台。開通すれば、約1000台は南加賀道路に切り替わると思われま。

(竹村委員)

市が事業している南加賀道路は、都市計画決定はしていない。都市計画決定の場合、都市間道路であるかどうかと、都市内の道路だけのネットワークをどうするかということに分けて考える必要がある。片方は広域的道路、片方は生活道路の違いがある。広域道路を計画決定するかしないかは、2つの考え方があるが、小松・山中線までが山代の町中で、そこから加賀インターまでの南加賀道路は都市内道路ではない感じがする。別所口から先の生活道路的な区間は、整備するところは整備すればよいが、都市計画道路としての位置付けをしないとして整理して考えてはどうか。

(下口委員)

南加賀道路と県道小松山中線の接続は、平面交差のままか。

(事務局)

平面交差です。

(下口委員)

それから先は、事業の見通しがたたないから平面交差にする。将来そこから先が実施になったら、立体交差にすることはしないのか。

(事務局)

ありません。

(下口委員)

長谷田の人が河南大橋を渡ることになるが、山中の町の方は、山代駅山中線を使わず、別所の方を廻ることになると思う。廃止しようとする区間は、生活道路である位置づけであるとする、ここで止めてしまえば問題はあるが、従来の道路が残るのであれば、この案でよいかなと思う。

(辻委員)

旧山中町の人口の半分が河南地区に住んでいる。その方々は、大聖寺川を挟んで行き来できない。河南地区の住民は、二天の橋を通るしか、別所の方に行くことはできないので、この道路は重要である。

南加賀道路の利用目的はまた違う。南加賀道路は、三谷地区の方が小松へ行く、山代地区の方が加賀インターに行く道だから目的が違う。もうわずかだから廃止するのは勿体無い。

(下口委員)

橋から河南までつながなければならない。河南大橋を広げなければならない。

(辻委員)

364号の交差点をきれいにして、山代方面に通りやすくした訳だから、廃止するのは勿体無い。

(竹村委員)

364号は計画決定されていない。道路整備が必要ではないと言っている訳ではない。整備は当然行っていくのだが、都市計画道路網の位置づけをするかしないかという議論である。市街地以外の整備としては、別途事業手法があるので、都市計画道路としては位置付けしないということである。

(辻委員)

一般的には、計画の廃止となると計画が遅れるイメージがある。

(竹村委員)

交差している道路に立派な道路ができるわけだから、交通量が少なくなることは、否めない。局所的なボトルネックや歩道が無くて危ない箇所があれば、随時、市や県が整備を行っていくことになる。

(馬場先委員)

地域にとっては重要な道路ではあるが、都市計画道路として、交流幹線として道路整備をすると、かえって歩行者や住民の危険性が増すと思う。地区内の人が、幹線に行くための重要な路線として、それなりの整備が必要であると思うが、広域的な幹線として位置づけるのは避けたほうが良い。地域内の人が安全に、スムーズに行ける道路と位置づけられればと思う。

(高山会長)

色々なご意見がありましたが、都市計画道路の見直しとして、この区間は外すということにしたいと思います。ただし、道路の整備は、街路事業でない道路事業がありますので、そういったもので危険な個所を改良していくこととします。

議案第1号については、このまま答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

資料説明 事務局

加賀都市計画道路(加賀温泉駅前2号線)の変更について

加賀都市計画地区計画(加賀温泉駅前作見地区地区計画)の変更について

(辻委員)

意見書を読んで、その通りであると賛同する。

新病院ができるために、もともとの都市計画を変えるわけですが、2号線は大事な都市計画の道路であると思う。1号線だけでは、病院正面の混雑が予想される。将来、温泉駅を中心に整備をするなかで、大事な都市計画道路であるので、廃止する意味が分からない。

(事務局)

病院に接するところは、道路があったほうがよいのではないかという意見ではありますが、病院計画の中では、前面の4車線の幹線道路に2箇所接続した計画を立てています。

次に、病院の後ろに道路があったほうが良いのではとのことですが、現在農道があります。これを整備し、道路としては維持していくことになります。12mの都市計画道路線の枠はずしますが、八日市川を使った消防水利に活用するだとか何かあったときの避難路にするとか病院にとっての必要な機能は発揮することになります。

渋滞した時の迂回路になる効果も考えられますが、現在の交通量、将来の病院が出来た後での推計交通量を勘案したところ、一時的に混雑する時間があるかもしれませんが渋滞するまでには至らないと考えています。

(高山会長)

将来的な構想との整合性についても説明願います。

(事務局)

将来構想イメージの中で、先ごろ都市計活性化ビジョンとして、24年度中にまとめた案を発表しております。これは、総合計画の後期の実施計画の頭出しとして用いた図面ですが、将来の市街地の広がりをイメージとして示しております。

加賀温泉駅前2号線は、将来、南側の市街地を形成していく上で重要な路線であるというご意見ですが、この路線は、八日市川があるので、南側の発展に寄与する効果が薄いのではないかと考えております。南側の市街地の形成については、新たに南北・東西の補助幹線道路を検討していく必要があると思います。その中で将来の土地利用について道路と一緒に検討していくことになります。

(下口委員)

病院から八日市川の方への出入り口はないのか。

(事務局)

出入り口については、これからの計画となります。

(下口委員)

前だけの入り口だと、イベント等が開催される等の理由で前面道路が混雑して、救急車が病院に入れないこともあるので、後ろからも入れるように検討すべきである。

(辻委員)

国道 8 号からの病院のアクセスが悪い。ジャスコの通りから入れるようにした方がよい。

(上出委員)

八日市川の堤防の一部を現在道路として活用しているようだが、県との協議ができているのか。

(事務局)

河川の堤防としての位置づけになるならば、もう一度確認したいと思います。

(高辻委員)

八日市川沿いの道路は、具体的には、どのような管理用道路となるのか。救急車が通行できるような幅員があるのか。

(事務局)

具体的な計画は、まだありません。これから計画が定まっていきます。ただし、12 mの幅員の、だれもがいつでも通ることができる広い道路とはなりません。

(高辻委員)

計画が示されてから審議すればよいのではないか。

(事務局)

12 mの都市計画道路として、今までの用途としての位置づけは必要ないのではないかとことです。病院側として、どのようなサービス道路が必要か、病院の利用計画の中で考えるべきことだと思います。

(高山会長)

都市計画として、両側に2.5 mの歩道が付いた12 mの規格の道路は要らないでしょうという考えです。片側は河川で、沿道の土地利用は、病院しかないわけですから。

(竹村委員)

八日市川に平行して整備される道路は、不特定多数の人が利用する道路ではなく、病院に用のある特定の人しか使わない病院専用の道路となるので、都市計画の道路であるべきかどうかということだと思う。

(高山会長)

税金を投入して通過するだけの立派な道路を作る必要があるのかということです。

(坂井委員)

作見南交差点までの都市計画道路の廃止ということだが、新幹線駅前整備構想ゾーンを見ると将来的な開発の可能性があることがわかる。新病院の建設地内に入っているのかもしれないが、作見南交差点から八日市川までの区間は廃止して必要ないということなのか。そこには道ができないのか。

(事務局)

そこには通路・入り口ができます。

(坂井委員)

入り口ではなくて、コンベンション・文教育・防災ゾーンに入る道にはなりえないのか。

(事務局)

将来的にはなりえます。

(坂井委員)

ゾーンを考えているならば、その点を踏まえて、廃止するところは廃止する、残すべき所は残してはどうか。

(事務局)

検討の余地がでてきます。その点を配慮した上で、病院の配置計画の必要があります。

(坂井委員)

そう考えるならば、もともとの廃止区間にいれなくてもよいのではないか。

(事務局)

病院の事業主体は市ですので、将来のゾーニングを見込んで整備していくことは可能だと思います。もう少し土地利用計画が定まった上で、改めて都市計画決定をする必要があるのかと思います。

(坂井委員)

都市計画の路線一つではなくて、もう少し広域的な都市計画の議論を先にした上で、

どの路線を変えるかの議論したほうがよいのではと思う。

(高山会長)

なかなか土地利用を変えるというのは容易ではなく、市街化区域を拡大するのは難しい。

(馬場先委員)

市の考えを見た上で、なぜこういった意見書が出るのかと思った。

将来構想に合わせて、まず用途地域を変える手続きがないと建物が建たない。今後の市の方針としては、病院・公共交通を整備して、賑わいが出てきた時点で用途地域の変更が行われると思う。用途地域の変更に併せて、先ほど提案された新たな都市計画道路が必要になってくる。

現在の廃止する路線は、病院と一部の住宅地を幹線道路で囲んでしまうと住宅地にとっては迷惑な状態になるわけだから、ひとまず、狭い範囲の都市計画道路をはずして、今後の病院と駅中心の発展にそって、まず用途地域を変更していきながら、将来構想にあわせた町づくりをしていく必要がある。

意見書の範囲内で見ると、将来計画を市民の方に理解して頂く必要があるのではないかと思う。

(事務局)

都市計画に定めるレベルまでには至っていません。住宅地の形成というよりコンベンション・医療・商業系など公共性が強いものをイメージした市街地像です。

そういったものが具体的になってくると、市街地の規模、道路の割り込み、交通体系がどうなるのか、併せて、どのような用途地域を定めていくのか、まだまだここから先のステップがあります。

(高山会長)

いろいろご意見ありました。現時点でははずして、新たに加賀温泉駅周辺の将来の土地利用を確定する段階で、用途地域の指定とそれに併せた都市計画道路の決定を進めていけばどうかと思いますがいかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(高山会長)

変更案をこのまま答申したいと思います。

(高山会長)

議案第3号についていかがでしょうか。内容的には、区画道路の幅員の変更が中心になっていますがいかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(高山会長)

議案第3号については、ご異議なしということで、そのまま答申させていただきます。

資料説明 事務局

特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置

(高山会長)

只今、特殊建築物について説明がありました。何かご質問・ご意見があればお願いします。

(辻委員)

温泉観光地として、いろんなバスが通りますので、景観には配慮して頂きたいと思う。

(高山会長)

一般廃棄物については、審査項目の中にはないですが、ただし、他の自治体では、その辺を考慮して検討をするところもあります。今後、加賀市においてもそういう項目を追加することも必要ではないかと思えます。今回は間に合わないとは思いますが、目立たないように木を植えるとか、高さに対する制限を設けるとか、その辺を含めて今後、検討してください。

(事務局)

加賀市の審査項目の中には、施設の周囲の緑化の項目があります。今回、施設の周辺に木を植えるなど配慮をお願いし、緑色の部分について新たに木を植えることをもって了承の一つの項目とさせて頂いています。

(下口委員)

加賀市の用水路の近くだが問題ないか。

(事務局)

この施設は、汚水・煤煙・におい等が発生する施設ではなく、紙くず・空き缶を圧縮する作業を行う施設です。排水を流す、においを出すことがない施設ですので、水源井戸には影響がないと考えています。

(下口委員)

今回は30tで申請し許可を出しているが、もう少し処理量を増やすなど、その後、変更があった場合、申請が必要なのか。市は確認するのか。

(事務局)

変更申請して頂き、確認を行います。

(高山会長)

議案第4号についても、特に異論がないようですので、その旨報告します。

報告事項 資料説明 事務局

特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の敷地の位置

(下口委員)

事業主は、地元の方か。

(事務局)

事業所はこの場所です。事業主は、どちらの出身か把握していません。

(下口委員)

いつから事業をされているのか。

(事務局)

平成16年の7月から行っています。

(下口委員)

これまでに、問題はなかったのか。

(事務局)

こちらには、そのような話は伺っていません。

もともと南加賀の木材協同組合で、木材を扱った市場の事務所があった所です。少し

ずつ業務形態を変えて現在に至った経緯があります。

(馬場先委員)

ここでは審議会の審議事項ではなくて報告事項であると、小松では審議事項という話をされたが、その違いを説明願う。

(事務局)

産業廃棄物の処理施設を建築基準法第51条のただし書きの規定に基づいて設置する場合は、石川県都市計画審議会に諮り、特定行政庁が許可を出します。本施設は加賀市、小松市の両市にまたがって建てられる施設なので、両市に都市計画上の支障の有無、環境上の支障の有無等の意見が求められます。

今回、加賀市において本申請を審査したところ、都市計画上及び環境上支障がなく、その他問題がありませんでしたので加賀市都市計画審議会の意見を求めないと判断しております。加賀市においては、建築基準法第51条のただし書き申請に対し、申請者や申請内容に問題があるのではと考えられる場合には市の審議会に意見を求めることとしております。

小松市は、本申請に対し、小松市都市計画審議会の意見を求めることにしております。小松市においては、建築基準法第51条のただし書き申請に対し、基本的に小松市都市計画審議会の意見を求めることとしております。

(馬場先委員)

問題がある場合などは、審議会の意見を求めるのか。

(事務局)

はい。

(高山会長)

その他何か意見がありますか。特になければ13回都市計画審議会を終了したいと思います。慎重な審議ありがとうございました。